

相模女子大学・相模女子大学短期大学部の研究活動に係る不正防止規程

平成 21 年 7 月 16 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、「相模女子大学・相模女子大学短期大学部研究倫理規程」(以下「倫理規程」という。)第 15 条の規定に基づき定め、相模女子大学・相模女子大学短期大学部(以下「本学」という。)において研究活動に関わる全ての者が、研究活動に係る不正及び研究費の取扱いに係る不正を防止することで社会的責任を果たし、研究の信頼性と公正性及び自由な研究活動の遂行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- 2 「研究者」とは、倫理規程第 2 条第 2 項に定める者をいう。
- 3 「研究活動に係る不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる次の各号に掲げる行為及びそれらの行為に助力することをいう。
 - (1) 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - (2) 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正できないものに加工すること。
 - (3) 作為的な行為によって恣意的に取得した試資料等の利用：計測・実験機材を操作するなどにより、正当な作業では得られないデータを取得し、又は調査方法を恣意的に決定して都合の良いデータを取得すること。
 - (4) 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
 - (5) 試資料の不正取得及び利用：不正な手段によって外部に持ち出された試資料等を取得又は利用すること。
 - (6) 二重投稿：他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
 - (7) その他の不正行為：前各号に掲げるもののほか、不正な手段により試資料等を取得、公表、もしくは伝達すること。
 - (8) ヒトを対象とする研究に関する研究倫理審査委員会において承認された研究実施計画に基づいて研究を実施しないこと、又は承認前に実施すること。
- 4 「研究費」とは、倫理規程第 2 条第 3 項に定める研究費をいう。
- 5 「研究費の取扱いに係る不正行為」とは、次の各号に掲げる行為及びそれらの行為に助力することをいう。
 - (1) 架空の取引により研究費を支出し、業者等に預け金として管理させること。
 - (2) 虚偽の申請に基づき申請と異なる物品費等に研究費を支出すること。
 - (3) 虚偽の申請に基づき出張旅費等に研究費を支出すること。
 - (4) 虚偽の申請に基づき研究補助員等の報酬等に研究費を支出すること。
 - (5) 法令、本学の規程又は当該研究費の使用に係る指針等(以下「法令等」という。)に定められた用途以外に研究費を支出すること。

(不正行為の禁止)

第 3 条 研究者は、「研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いに係る不正行為」(以下「不正行為」という。)を行ってはならず、またこれら不正行為の防止に努めなければ

ならない。

(研究費の取扱い手続き等)

第4条 本学は、研究費を適切に管理し、研究者に研究費を支出するとき又は支出した後に、当該支出が適正であるかを確認するものとする。

2 研究費に係る経理処理は、関係部署及び当該研究者が責任をもって行うものとし、その手続きは次の各号のとおりとする。

(1) 本学が研究者に交付する研究費の場合には、「学校法人相模女子大学経理規程」「出張旅費規程」及びこれらに関連する規程等で定める会計処理に関する手続きに基づくものとする。

(2) 研究者が学外から獲得した競争的研究資金等の場合は、それぞれの配分機関で定められた取扱いルールと「相模女子大学・相模女子大学短期大学部学内研究費執行ルール」「相模女子大学・相模女子大学短期大学部公的研究費の運営・管理規程」並びにこれらに関連する規程等で定める会計処理に関する手続きに基づくものとする。

3 本学は、研究費の獲得又は執行に係る書類、研究費に係る研究の成果報告に関する書類その他研究費に係る文書を「学校法人相模女子大学文書取扱規則」に定める期間保管しなければならない。

(研究倫理委員会の設置)

第5条 本学に、研究者による不正行為を防止するため、研究倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）を置く。

2 倫理委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 副学長（研究・情報担当）

(2) 学芸学部長・人間社会学部長・栄養科学部長・短期大学部長・大学院研究科長

(3) 法律・会計・倫理を専門とする者 2名以上

(4) 学長が必要と認めた教員 若干名

(5) 委員会が認めた者 若干名

(任期)

第6条 前条第2項第1号及び第2号の委員の任期は、その職の在任期間とする。

2 前条第2項第3号、第4号及び第5号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 倫理委員会に委員長を置き、副学長(研究・情報担当)をもって充てる。

2 倫理委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。

3 委員長は、倫理委員会を招集し、その議長となる。

4 委員長は、倫理委員会を代表し、倫理委員会の業務を統括する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(臨時委員)

第8条 第5条第2項の規定にかかわらず、審議のために倫理委員会が必要と認めるときは、専門知識を有するものを臨時委員として審議に参加させることができる。

2 臨時委員は、倫理委員会の議を経て、学長が期間を定めて委嘱する。

(審議事項)

第9条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 研究者の不正行為に係る調査・対応に関する事項

(2) 研究倫理に関わる研究者に対する周知、教育及び研修等の実施に関する事項

(3) 関連規程の改廃

(会議)

第10条 倫理委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 倫理委員会の議決は、出席委員の3分の2以上をもって決する。

3 当該不正行為に利害関係を有する委員は、審議に加わることができない。

(事務)

第11条 倫理委員会の事務は、学術研究支援課において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるものの他、規程の施行に必要な事項は倫理委員会が別途定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、「学校法人相模女子大学諸規程に関する規程」第4条の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、平成21年7月16日から施行する。

2 平成24年5月24日一部改正、平成24年6月1日から施行する。

3 平成27年3月19日一部改正、平成27年3月19日から施行する。

4 平成29年9月13日一部改正、平成29年4月1日から施行する。

5 平成30年3月22日一部改正、平成30年4月1日から施行する。

6 令和元年9月26日一部改正、平成31年4月1日から施行する。

7 令和元年9月26日一部改正、令和元年10月1日から施行する。